



原告 7

1 認定事実

原告 7 は、昭和 6 年に群馬県安中市松井田町（現在の地名）にて出生し、昭和 58 年から平成 11 年まで松井田町議会議員を務めた。

原告 7 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」欄に記載されており、その「現在地」欄にある地名の一部としても記載されている。

原告 7 は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、原告解放同盟における所属協議会、住所及び電話番号を掲載された。

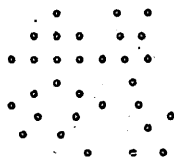
(甲 185, 344)

2 判断

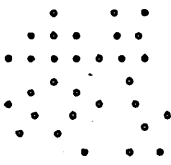
(1) 上記認定によれば、原告 7 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 419, 590）によれば、原告 7 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されているが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 7 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告 7 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 7 は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属協議会、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 7 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 7 が原告解放同盟に所属していることが



既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 8

欠番

原告 9

1 認定事実

原告 9 は、昭和 13 年に群馬県新田町で出生し、現在は原告解放同盟新田支部長及び太田市協議会会長を務めている。

原告 9 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

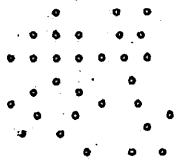
(甲 186, 344)

2 判断

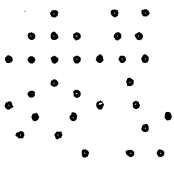
(1) 上記認定によれば、原告 9 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 419)によれば、原告 9 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることが認められるが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の様式に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 9 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告 9 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 原告 9 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーを侵害されたとは認められない。

(3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 9 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 9 が原告解放同盟に所属していることが既に



インターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告10

1 認定事実

原告10は、昭和17年に群馬県尾島町で出生し、原告解放同盟に所属した。

原告10の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄にある地名の一部として記載されている。

原告10は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）及び電話番号を掲載された。

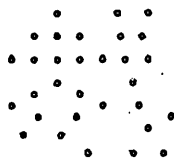
(甲187, 344)

2 判断

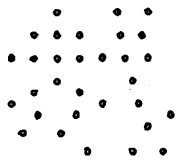
(1) 上記認定によれば、原告10は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

他方、証拠(乙422)によれば、原告10は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告10の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告10のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告10は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること住所及び電話番号を公開されたため、違法にプライバシーを侵害されたと認められる（なお、住所は番地までの記載しかないものの、原告10の現住所と同一性を欠くものということとはできないから、上記の認定判断を左右しない。）。



(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告10の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告10が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認める。



原告 1 1

1. 認定事実

原告 1 1 は、昭和 3 0 年に神奈川県で出生した。

原告 1 1 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の群馬県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 1 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟群馬県連合会」の欄に氏名、役職名、提訴時住所及び電話番号を掲載された。

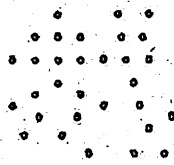
(甲 1 8 8, 3 4 4)

2 判断

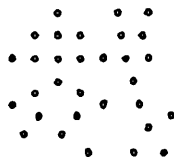
(1) 上記認定によれば、原告 1 1 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 4 1 9, 5 9 0) によれば、原告 1 1 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されているが、多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 1 1 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「群馬県」の欄の公表により、原告 1 1 のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 1 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、提訴時住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 1 1 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 3



000円と認めるのが相当である。



原告 1 2

1 認定事実

原告 1 2 は、昭和 8 年に埼玉県上尾市で出生し、現在は原告解放同盟埼玉県連原市支部長を務めている。

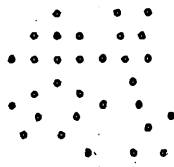
原告 1 2 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 1 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 1 8 9, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 1 2 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。したがって、本件地域一覧の「埼玉県」の欄の公表により、原告 1 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、4 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 4 0 0 0 円と認めるのが相当である。



原告13

1 認定事実

原告13は、昭和26年に岩手県北上市で出生し、昭和46年から原告解放同盟における部落解放運動に関わり、その後、埼玉県熊谷市に転居し、平成18年に原告解放同盟埼玉県連合会書記長に就任した。

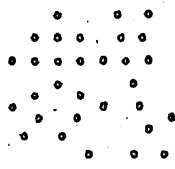
原告13の現住所は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告13は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会 役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

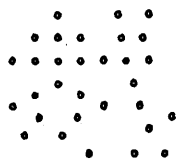
(甲190, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告13は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙423)によれば、原告13は、平成28年に行われた「埼玉人権フォーラム」において原告解放同盟に所属していることを明らかにして基調提案を行い、そのことがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告13の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「埼玉県」の欄の公表により、原告13のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告13は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたと認められる。
- (3) 上記(1)、(2)のプライバシー侵害により、原告13の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告13が原告解放同盟に所属していることが既



にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告14

1 認定事実

原告14は、昭和57年に埼玉県大宮市で、原告15の子として出生し、現在はNPO法人のスタッフを務めている。

原告14の父親の従前本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

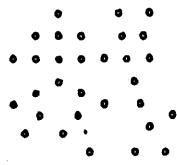
原告14は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、住所、携帯電話の番号、原告15の息子であること、所属するNPO団体（役職を含む）及びフェイスブックのURLを掲載された。

(甲109, 344)

2 判断

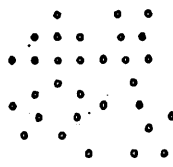
(1) 原告14の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告14は、本件人物一覧に住所、携帯電話の番号及び所属するNPO団体における役職を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたと認められる。なお、証拠(乙289)によれば、原告14が当該NPO団体に所属していることが第三者の開設するインターネットのホームページ上に掲載されていることが認められるが、同ホームページの下部の階層に掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしているとは認められない。また、特定の人物が親族であることは直ちに他人にみだりに知られたくない私的な事柄であるとはいえないが、本件の場合、原告14の父親である原告15も、後記のとおり、本件人物一覧に掲載されているため、本件人物一覧を読んだ者において、原告14の父親が原告解放同盟の役職を有する者であることが明らかになるといえるところ、一般に原告解放同盟に所属しているこ



と及びその役職名が明らかになればいわゆる同和地区出身者として認識され得ることも併せて考えれば、自らの父親が原告解放同盟の関係者であることは他人にみだりに知られたくない私的な事柄であるというべきである。そのため、原告14にとって、原告15が父親であることもプライバシー情報に当たり、この点についてもプライバシーを違法に侵害されたと認められる。

- (3) 前記(1), (2)のプライバシー侵害により、原告14の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告15

1 認定事実

原告15は、昭和24年に兵庫県新宮町で出生し、高校1年生の頃から部落解放運動に参加し、現在原告解放同盟埼玉県連合会委員長及び原告解放同盟中央執行本部執行副委員長を務めている。

原告15の従前本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告15は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、住所、電話番号及び生年を、「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲3, 33, 344)

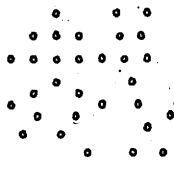
2 判断

(1) 原告15の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告15のプライバシーが侵害されたとは認められない。

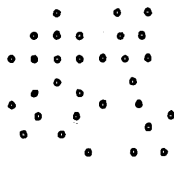
(2) 上記認定によれば、原告15は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、これらの点につきプライバシーを違法に侵害されたと認められる。

他方、証拠(乙292, 298, 385, 423, 426, 439, 489, 490, 592, 593)によれば、原告15は、自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして継続的に講演活動等を行っており、その活動内容がインターネット上に掲載されていたと認められる。そうすると、このことは既に一般に広く知られているというべきであり、原告15が原告解放同盟に所属していることやその役職を公表されたことにより、プライバシーが侵害されたとは認められない。

(3) 前記(1), (2)のプライバシー侵害により、原告15の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵



害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告16

1 認定事実

原告16は、昭和27年に埼玉県行田市で出生した。原告16の父親は、原告解放同盟埼玉県連合会の副委員長等を務めていた。

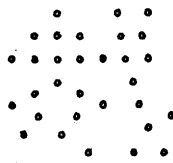
原告16の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告16の父親は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲191, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告16は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。したがって、本件地域一覧の「埼玉県」の欄の公表により、原告16のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、本件人物一覧にプライバシー情報を公開されたのは、原告16の父親であり、原告16自身のプライバシー情報が公開されたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告16のプライバシーが侵害されたと認められない。
- (3) 前記(1)のプライバシー侵害により、原告16の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告17

1 認定事実

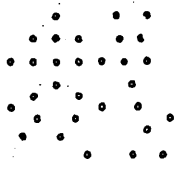
原告17は、原告解放同盟白岡支部長を務めている。

原告17は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（合併前のもの）及び電話番号を掲載された。

(甲192)

2 判断

- (1) 原告17の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告17のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告17は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーを侵害に侵害されたと認められる。他方、証拠（乙424、425）によれば、原告17は原告解放同盟に所属していることを明らかにして教員向けの研修会に講師として参加し、その活動はインターネット上に掲載されていることなどが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記認定判断は左右されない。
- (3) 原告17の被った損害を回復するための慰謝料は、原告17が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円とするのが相当である。そして、これと因果関係を有する弁護士費用は2000円と認める。



原告18

1 認定事実

原告18は、昭和25年に石川県で出生し、現在は原告解放同盟埼玉県連合会執行委員研究部長及び隣保館「みつわ会館」の館長を務めている。

原告18の現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、及び「現在地」欄に、その旧地名は「部落名」欄に記載されている。

原告18は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（合併前のもの）及び電話番号を掲載された。

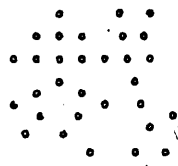
(甲110, 344)

2 判断

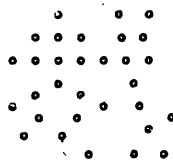
(1) 上記認定によれば、原告18は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙292)によれば、原告18は自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして、平成24年に行われた人権啓発集会に講師として参加し、そのことがインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、上記事実が一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告18の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「埼玉県」の欄の公表により、原告18のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告18は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたと認められる。

(3) 前記(1)、(2)のプライバシー侵害により、原告18の被った精神的苦痛を慰謝



するに足りる慰謝料の額は、原告18が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告19

1 認定事実

原告19は、昭和18年に埼玉県久喜市（現在の地名）で出生し、現在は原告解放同盟埼玉県連合会副委員長を務めている。

原告19の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の埼玉県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告19は、本件人物一覧の「部落解放同盟埼玉県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

（甲193、344）

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告19は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙426、592から594まで）によれば、原告19は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められる。しかし、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告19の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「埼玉県」の欄の公表により、原告19のプライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告19は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び住所を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告19の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告19が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000



円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。